

キッコーマン株式会社 定款

第1章 総則

第1条（商号）

当会社は、キッコーマン株式会社と称する。

英文では、KIKKOMAN CORPORATIONと表示する。

第2条（目的）

当会社は、次の事業を営むこと及び次の事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）、その他これに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理することを目的とする。

- (1) しょうゆ、ソース、トマトケチャップ及びその他調味料の製造及び販売
- (2) みりん、果実酒及びその他酒類の製造及び販売
- (3) ジュース、豆乳、炭酸飲料及びその他飲料の製造及び販売
- (4) 食品の製造及び販売
- (5) 牡菜、米飯、麵類及び大豆加工品の製造及び販売
- (6) 農産、水産、畜産加工品等の食料品及び飼料の製造及び販売
- (7) 医薬品、医薬部外品、工業薬品、試薬及びその他化学薬品の製造及び販売
- (8) 健康食品及び機能性食品の素材、製品の製造及び販売
- (9) 食器、調理用器具及び事務用機器の販売
- (10) レストラン及び喫茶店の経営
- (11) 不動産の賃貸・管理及び駐車場の経営
- (12) 貨物自動車運送業及び倉庫業
- (13) 園芸用種苗、青果物、植物用培地及び農業用資材等の製造及び販売並びに造園緑化事業
- (14) 環境衛生等の測定、検査及び計量証明事業
- (15) 損害保険代理業及び生命保険募集業
- (16) 労働者派遣事業
- (17) 関係会社等の事業に関する金銭の貸付業務、資金調達業務、外国為替取引業務、資金運用業務及びこれらの代行業務
- (18) 知的財産権の取得、維持、管理、利用許諾及び譲渡
- (19) 前各号に付帯又は関連する一切の事業

第3条（本店の所在地）

当会社は、本店を千葉県野田市に置く。

第4条（機関）

当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

第5条（公告方法）

当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

第6条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、6億株とする。

第7条（自己の株式の取得）

当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第8条（単元株式数）

当会社の単元株式数は、100株とする。

第9条（単元未満株式についての権利）

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2)会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4)次条に定める請求をする権利

第10条（単元未満株式の買増し）

当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

2 前項の請求があった場合において、当会社が売り渡すべき数の株式を有しないときは、前項の請求に応じないことができる。

第11条（株主名簿管理人）

当会社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

第12条（株式取扱規則）

当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第13条（新株予約権無償割当ての決定機関）

新株予約権無償割当てに関する事項については、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議又は株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定する。

第3章 株主総会

第14条（招集）

当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに、隨時これを招集する。

第15条（定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

第16条（招集権者及び議長）

株主総会の招集権者及び議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、それぞれ取締役会の決議によって定めた代表取締役がこれにあたる。

- 2 前項の代表取締役に事故があるときは、予め取締役会の決議によって定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

第17条（電子提供措置等）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第18条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第19条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

第4章 取締役及び取締役会

第20条（員 数）

当会社の取締役は、15名以内とする。

第21条（選 任）

取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

第22条（任 期）

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第23条（代表取締役及び役付取締役）

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副会長、取締役副社長各若干名を定めることができる。

第24条（取締役会の招集権者及び議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めた者がこれを招集し、その議長となる。

第25条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

第26条（取締役会の決議の省略）

当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第27条（取締役会規則）

取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

第28条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の業務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第29条（取締役の責任免除）

当会社は、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、取締役会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

- 2 当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金1,000万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第5章 監査役及び監査役会

第30条（員 数）

当会社の監査役は、5名以内とする。

第31条（選 任）

監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第32条（任 期）

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第33条（常勤の監査役）

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

第34条（監査役会の招集通知）

監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

第35条（監査役会規則）

監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

第36条（報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第37条（監査役の責任免除）

当会社は、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、取締役会の決議によって、賠償責任額から法令に定め

る最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

- 2 当会社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金1,000万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第 6 章 会計監査人

第38条（選 任）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第39条（任 期）

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第40条（報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

第41条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

第42条（剰余金の配当の基準日）

当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

第43条（中間配当）

当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる。

第44条（配当金の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないとときは、当会社はその支払義務を免れる。

- 2 未払いの配当金には、利息をつけない。

(附則)

第1条 変更前定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第17条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を有する。

- 2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第17条はなお効力を有する。
- 3 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

以 上

(2022年 6月21日 改正)
(2017年 4月 1日 改正)
(2016年 6月23日 改正)
(2010年 1月 6日 附則 削除)
(2009年10月 1日 附則一部 削除)
(2009年 6月23日 改正)

(商号変更)

1924(大正 13)年 11月 19日 原始定款作成
野田醤油醸造株式会社
1925(大正 14)年 4月 1日 野田醤油株式会社
1964(昭和 39)年 10月 19日 キッコーマン醤油株式会社
1980(昭和 55)年 10月 19日 キッコーマン株式会社